○農林水産省告示第二千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書九四四の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県長野市中条日高字土尻三八の三（次の図に示す部分に限る。）、三八の四、四二の三から四二の五まで、四三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡留寿都村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び留寿都村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡留寿都村・紋別郡興部町（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

留寿都村・興部町（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百九十六号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年十月二十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十七年台風十八号等による災害	茨城県	平成二十七年九月九日から平成二十九年一月二十四日まで
	常総市	

○国土交通省告示第千百五十九号

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（札幌交通圏、大阪市域交通圏及び福岡交通圏）

事案（事案番号平二十七第五〇一一号、平二十七第五〇一五号及び平二十七第五〇一七号）については、平成二十七年十月二十日付け国運審第七十八号、同第七十九号及び同第八十号により、運輸審議会から、指定することは適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第千百六十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるアットホーム株式会社から役員の就任の届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年十月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一(1)　新たに就任する役員の氏名　山本　治

(2)　変更する年月日　平成二十八年六月一日

二(1)　新たに就任する役員の氏名　髙柴冨士夫

(2)　変更する年月日　平成二十八年七月二十六日